

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 五六
- 林業種苗法により生産事業者の登録をした件 五六
- 保安林の指定を解除する件 五六
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件 五六
- 落札者を決定した件二件 五七
- 肥料の検査の結果の概要を公表する件 五七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 五七
- 福島県公安委員会 五七
- 福島県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則 五七
- 福島県選挙管理委員会 五七
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 五七

告 示

福島県告示第六百六十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和六年十二月十三日から令和七年四月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び鏡石町産業課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンスーパーセンター鏡石店 福島県岩瀬郡鏡石町桜岡三百七十五番九ほか
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（小売業を行う者の入店 一件、小売業を行う者の退店 一件）
- 三 届出年月日
令和六年十一月二十九日
- 四 届出をした者
イオンリテール株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第六百六十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定により、登録をした生産事業者は次のとおりである。
令和六年十二月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び 所在地	登録年月日
福島県五八一	長嶺 誠 大沼郡会津美里町 大字永井野字東川 原三七番地	幼苗の育成、幼苗以外の苗木の育成	大沼郡会津美里町 大字永井野字東川 原三七番地	令和六年一月二十八日

（森林整備課）

福島県告示第六百六十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
令和六年十二月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
南会津郡只見町大字叶津字朝草嶽七三三の四四
- 二 保安林として指定された目的
雪崩の危険の防止
- 三 解除の理由

道路用地とするため

(森林保全課)

福島県告示第六百六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和六年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡矢祭町大字中石井字館谷三〇七、三〇八、三二〇、三二一
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 三 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡矢祭町大字東館字南沢一二の二、五三の一、五三の二
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法

- 四 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡矢祭町大字内川字遠前一〇二の一、一〇二の二、一二八の一、一二九の一、字久曾渡四〇八の二、四〇八の三
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字遠前一〇二の一・一二八の一・一二九の一・字久曾渡四〇八の二・四〇八の三(以上五筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- 五 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 - 東白川郡矢祭町大字下石井字腸ヶ作七七、七八、八一、一二二
- 二 保安林として指定された目的
 - 土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字腸ヶ作七七・八一・一二二(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。

- 六1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字下石井字一ノ沢一二五の四二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字一ノ沢一二五の四二(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 七1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字下石井字宮内一一七の一、一一九、二五〇の五〇、二五〇の五二、二五〇の六一
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字宮内一一七の一、一一九、二五〇の五〇・二五〇の五二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二五〇の六一
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 八1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字関岡字大沢三〇八の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字大沢三〇八の二(次の図に示す部分に限る。)
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
-
- (3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 九1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字大拱字上町四三の一、四三の三、四六、字町七二の一から七二の三まで
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字上町四三の一・四六(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字町七二の一から七二の三まで
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- 十1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
東白川郡矢祭町大字関岡字保登久保五五の一、五五の二・六〇、六一、六三の一、六三の二、六五、七〇、七二、七三、七八、七九、八〇の二、八六の二
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
(一) 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字保登久保五五の一・六一・六五・七〇・七三・七八・八〇の二・八六の二(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)、五五の二・六三の一・六三の二・七九
- (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(3) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、矢祭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水

公告

産部森林林業総室森林保全課及び矢祭町役場に備え置いて縦覧に供する。
(森林保全課)

公告第221号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年12月13日

福島県知事 内堀 雅雄

- 落札に係る物品等の名称及び数量
福島県県北保健福祉事務所ほか15施設で使用する電気 予定数量3,170,900kWh
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県保健福祉部保健福祉総室保健福祉総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 落札者を決定した日
令和6年10月10日
- 落札者の氏名及び住所
鈴与電力株式会社 静岡県静岡市葵区栄町1番地の3
- 落札金額
105,442,664円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年8月20日

(保健福祉総務課)

公告第222号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特

例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

令和6年12月13日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
福島県立テクノアカデミー郡山ほか4施設で使用する電気 予定数量1,806,500kWh
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県商工労働部商工労働総室商工総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和6年10月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
RE100電力株式会社 東京都中央区日本橋二丁目9番10号
- 5 落札金額
62,328,350円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和6年9月13日

(商工総務課)

公告第二百二十三号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定により、令和六年十一月に収去した肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和六年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

令和6年11月分
(特殊肥料)

特殊肥料の指定名	生産業者、輸入業者又は販売業者	届出名(及び商品名)	検査の結果				備考	
			TN (%)	TP (%)	TK (%)	C/N		水分 (%)
堆肥	株式会社へレナ・インターナショナル	馬有機肥料	0.2	0.1	0.4	52	76.1	

注 主成分の略号は次のとおりである。

TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量

(農業総合センター)

公告第二百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和六年十二月十三日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

西郷村土地改良区

退任した役員

氏名

高橋 廣志

理事 園谷 光良

同 金田 裕二

同 藤井 要一

同 高木 信嘉

住所

西白河郡西郷村大字熊倉字内山六〇番地八

同 郡同 村大字真船字芝原一五三番地

同 郡同 村大字真船字横道一六番地

同 郡同 村大字真船字前谷地三番地一

同 郡同 村大字鶴生字上道八七番地

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、令和六年十二月一日現在において、次のとおりである。

令和六年十二月十三日

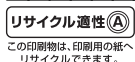
福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、四五三
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二九〇、三二七
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)にあっては、その四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあっては、その八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

福 島 市	選 挙 区	七五、九三九	選 挙 区	田 村 市 田 村 郡	一六、八六一
-------	-------	--------	-------	-------------	--------

会津若松市	三、五七七	南相馬市相馬郡飯館村	一七、八二〇
郡 山 市	八八、三〇三	伊達市伊達郡	二五、三二四
い わ き 市	八六、五九九	本宮市安達郡	一〇、七三二
白河市西白河郡	二九、五八〇	南 会 津 郡	六、六四五
須賀川市岩瀬郡	二五、五五八	河 沼 郡	五、七八七
喜多方市耶麻郡	一九、四一七	大 沼 郡	六、六一八
相馬市相馬郡新地町	一一、三二五	東 白 川 郡	八、二三九
二 本 松 市	一四、五四〇	石 川 郡	一〇、二七一
		双 葉 郡	一六、四一八



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷